

第九十一回帝國議院 皇室典範案委員會會議錄(速記)第七回

付託議案

皇室經濟法案(政府提出)(第三號)

昭和二十一年十二月十六日(月曜日)午前十時三十二分開議

出席委員

委員長代理 理事小島徹三君

理事吉田 安君 理事及川 規君

理事酒井 俊雄君

大塚甚之助君

殿田 孝次君

藥師 岩本殿君

菅又 薫君

日比野民平君

森山 ヨネ君

菊地養之輔君

森 三樹二君

川野 芳滿君

久芳庄二郎君

出席國務大臣

國務大臣 金森德次郎君

出席政府委員

法制局事務官 井手 成三君

本日の會議に付した議案

皇室經濟法案(政府提出)

○小島委員長代理 會議を開きます、本日は委員長が差支えができましたから、私が代理させていただきます、去る十二月十二日に本院に付託せられた皇室經濟法案を議題に供します、まず政府の説明を求めます

○金森國務大臣 本日吉田内閣總理大臣が出まして、だいたいの御趣旨を御説明申し上げる豫定でありましたが、病氣のために支障がありまして、私から大略申し上げたいと存じます

一番骨子となります考え方としては、従來皇室の經濟に關しますことは、國の法律で規定するのではなく、全く皇室の方面の規定、つまり皇室典範、皇室財産令をもつて定めらるることになつておつたのであります、この憲法の改正に伴ひまして、皇室の御經濟のこともすべて國の法律をもつて規定するということになりました、したがために、必要な事項を今御審議を願つております皇室經濟法が定めようとするわけであり、今回の日本國憲法の中におきましては、第八十八條には皇室財産は國に屬する、というところが一つ、それから皇室の費用は豫算に計上して國會議決を経なければならぬ、ということが一つ、つまり財産の所屬と經費支出という、この二點が規定せられております、それから憲法の第八條におきましては、皇室と皇室外との間の財産の動き方につきましては、國會議決を要する、ということが規定せられております、かようなふうにしたしまして、憲法との關係におきましますと、三つの問題、第八十八條の豫想してあります二つの點、それから第八條の豫想してあります一つの點、この三つの點が法律の内容となつて来るわけであり、結局今御審議を願つております所のこの皇室經濟法案は、この三つの項目を、しかるべきように規定をしたい、という念願に基づいておるものでありまして、漸次にこの條項の順序に従ひまして御説明

を申し上げたいと存じております、まず經濟法の第一條におきましては、皇室の公用に供する國有財産を國有財産法上の公用財産たる皇室用財産とする、ということの規定しておるわけでございます、つまり皇室の財産は國有になりますけれども、しかしその中でも、日常の皇室の用にお使いになるという財産につきましては、更に皇室用財産を定めたり、これを解除いたしましたりすることが、皇室經濟會議の議を経るというふうになります、そのほか皇室用財産につきましては、皇室經濟會議の調査に關する諸般のことを規定いたしました、今後皇室用財産に關しましての取扱ひ方が、公正であり、間違ひがないというふうにしたしたいと存じておるのであります、第二條におきましては、これは日本國憲法第八條の財産の授受に關するものであります、憲法改正の時に御説明を申し上げたおいたと存じます、が、今後人民から皇室に差出します財産、また皇室から人民の方に移される財産も、ともに憲法八條によりまして國會議決を経る、ということになつております、しかし事務柄の非常に輕微なるもの、或は性質のきわめて明瞭でありますものは、一々國會議決を要する必要もないと存じます、からして、これにつきましては簡便法を設ける必要がある、ということを狙ひまして、この第二條ができたのであります

して、その條項に掲げてありますように、この性質が普通の經濟行爲であるような場合、取引の一般の場合と同じように行なわれますものは、國會議決を経なくてもよからう、また別に法律で定めざる所、一定價額を超えない財産の授受の場合、つまり比較的金額の少いものの授受につきましては、一々國會議決を経なくてもよろしい、それからまた、右の價額を超えまして、しかし必ずしも大きな價額ではない、という場合があるのであります、が、そういう中等程度の價額の財産の授受につきましては、これは一國會議決を経るを要しないけれども、しかし皇室經濟會議という特別な議を経るようによろしい、かようなことを規定いたしました、かようなことを規定いたしますと、またこれに關連をいたしまして、ことによるとかような規定の形式を利用いたしまして、その趣旨に副わぬような實行が起るかも知れませんために、かような場合に周到なる規定を併せて設けておきます、それが適當と思ひます、からして、それにつきましてのや、細かい規定を同條の中においたのであります、が、根本の精神は今申し上げましたような考えに基づいておるわけであり、

ます、それが、豫算で皇室に差出します經費は、内廷費と宮廷費と皇族費と、この三つに限定をいたしましたわけであり、しかし、こゝには三つだけ掲げておられますけれども、現在宮内省關係でお使ひになつておる費目の中に、この外になるものもあるものであります、たとえば宮内府の經費というふうなものになります、これは國の一般の行政費の中に入りますので、現在の宮内省の經費を眼目にいたしますと、この三費目のほかに、いわば宮内府の經費というふうなものが加わるような考へ方になりますけれども、こゝでは特に皇室經費として計上するものだけ上げたわけであり、内廷費皇族費といふものは、一應法律で定額をきめておきまして、しかもその法律を別のものでいたしておこうという考へ方をもつております、と申しますのは、内廷費も皇族費も定額である、ということが必要でありますけれども、その定額をいくらに見るかということにつきましては、物價の變動もありません、一々皇室經濟法の基本を修正することは必ずしも適當ではなからうと存じまして、別個のものにしたわけであり、

次に第七條におきまして、日本國の象徴である天皇の地位に特に深い由緒ある物につきましては、一般財産相續に關する原則によらずして、これらのものが常に皇位とともに、皇嗣がこれを受けらるべきものなる旨を規定し

たしております、このこと体だいたいこの皇室經濟法で考えておりますのは、民法等に規定せられることを念頭にはおかないのでありますけれども、しかし特に天皇の御地位に由緒深いもの、一番顯著なものは、三種の神器などが、物的な方面から申しましてこの所にはいるかも存じますが、さようなものを一般の相續法等の規定によつて處理いたしますことは、甚はだ目的に副わない結果を生じますので、かようなものは特別なものとして相續法より除外して、皇位のある所にこれが歸屬するということを定めたいわけでありませぬ

第八條から第十一條までの間におきましては、この法律を運営するために設けられた所の皇室經濟會議について規定をいたしておりますが、その組立て方とか、動かし方につきましては、だいたい皇室會議に關しまする皇室典範の規定を準用しておりますが、違ひます所はその中の構成員でありましてこの經濟會議の方におきましては、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、宮内府の長並びに會計検査院の長をもつて組織することとしたしまして、裁判官の系統の方を除いたわけでありませぬ、これは結局この經濟會議において論じます事柄の性質が、かような結果を生み出したわけでありませぬ

さらに附則の方面におきまして、まずこの法律が日本國憲法と同時に施行されるべきことを規定いたしておりますことはわかり切つたことでありませぬが、次ぎに従前の皇室の財産からこの法律によりまする皇室用財産に移り變るといふことに關しまする規定を設

けまして、また従前の皇室會計に所屬していたしました所の權利義務が今度移り變ります場合の經過的處理に關しまして、必要なる事項を規定いたしております、つまり普通の經過法の内容に異ならぬのでありませぬ

最後にこの法律の施行期日は、結局五月三日から施行さるゝということになりますので、一般の會計年度の途中にこの事柄が起るわけでありませぬ、そこでその見地から若干の特例を設けなければなりません、内廷費と皇族費の年額を必要な限度に止むる特例を規定しておるわけでありませぬ

今申し上げました諸般の論點は、だいたにおきまして臨時法制調査會の答申を骨子として立案されております、各方面の方々の御意見を伺ひ、殊に宮内省關係とは特に密接なる連繫をもちまして、過ちなきを期しておる次第であります、どうぞよろしく御審議を願ひたいと思ひます

○小島委員長代理 本日はこの程度にいたしましたして、明日午前十時から質疑に入りたいと思ひます、本日はこれにて散會いたします

午前十時四十五分散會